

八雲町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定について

1 計画策定の背景

八雲町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画（以下「本計画」といいます。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、本町における高齢者の保健・福祉・介護施策の推進と介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的とした計画です。

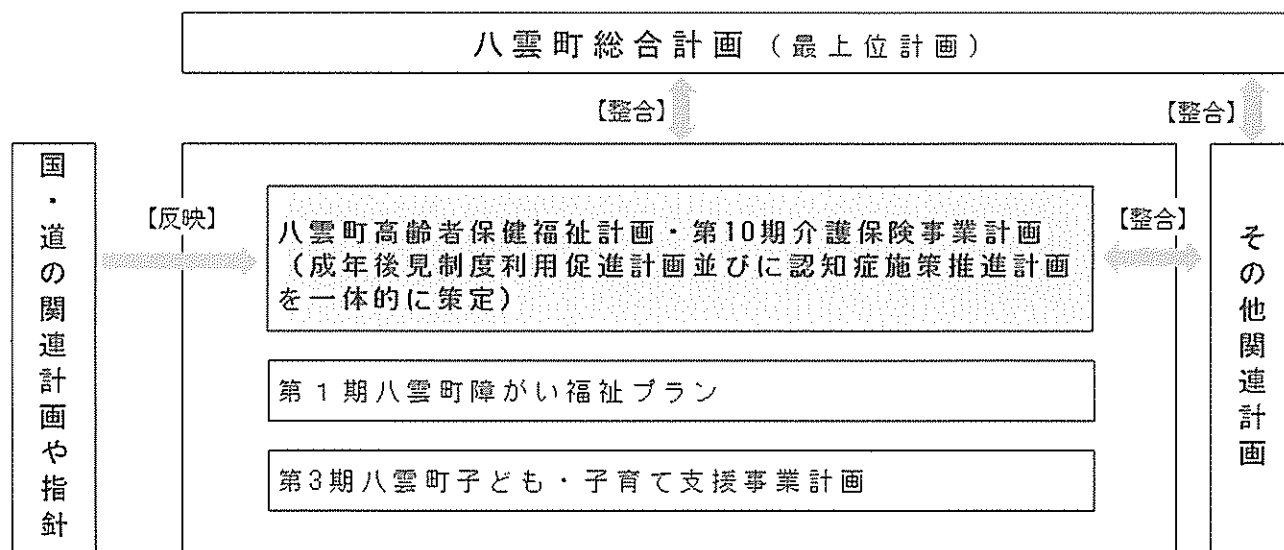
○老人福祉計画

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられるよう、地域における高齢者を対象とする福祉サービスや高齢者に関する施策全般を策定するものです。

○介護保険事業計画

介護保険サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込み、保険料の算定等に係る内容になっており、介護保険事業運営の基礎となる計画として策定するものです。

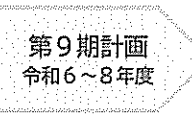
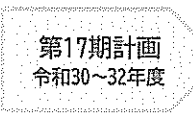
本計画は、本町の最上位計画である「八雲町総合計画」の個別計画として位置付け、その他の福祉系の計画である、「第1期八雲町障がい福祉プラン」等、本町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。



2 計画期間

令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	...	令和 21	令和 22	令和 23	...	令和 30	令和 31	令和 32
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	...	2039	2040	2041	...	2048	2049	2050

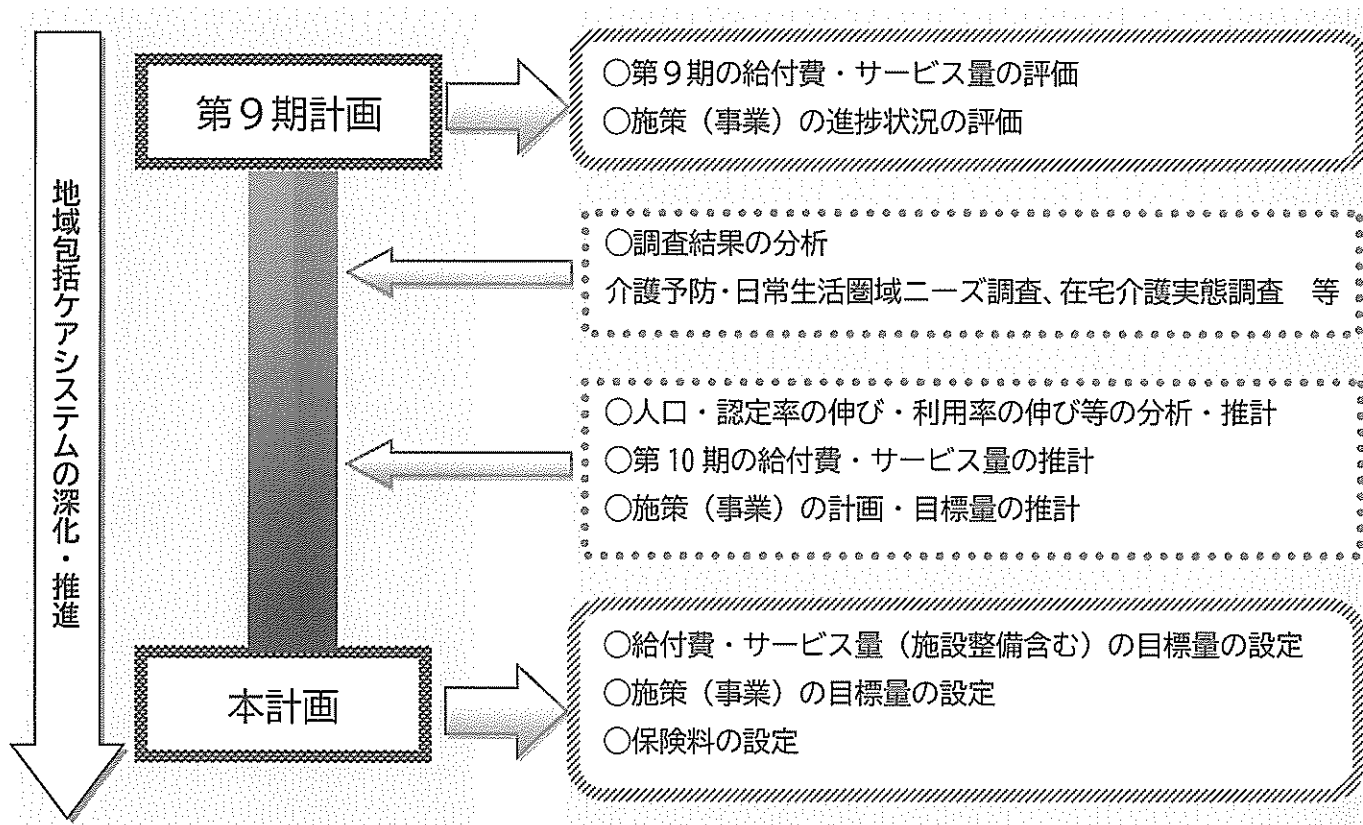
 団塊の世代が 75歳以上に	 団塊ジュニア世代が 65歳以上に	 団塊ジュニア世代が 75歳以上に
---	--	--

 第9期計画 令和6～8年度	 【本計画】 第10期計画 令和9～11年度	 第11期計画 令和12～14年度	...	 第14期計画 令和21～23年度	...	 第17期計画 令和30～32年度
---	--	--	-----	---	-----	--

※団塊の世代 : 昭和 22 (1947) 年度から昭和 24 (1949) 年度までの3年間に出生した世代

※団塊ジュニア世代: 昭和 46 (1971) 年度から昭和 49 (1974) 年度までの4年間に出生した世代

3 本計画検討イメージ



4 計画の策定体制

(1) 介護保険事業運営委員会の開催

高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力のもとに、地域の実情に応じた事業展開が求められています。このため、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体の代表、サービス提供事業者、被保険者の代表等の幅広い分野の関係者で構成する「介護保険事業運営委員会」で審議を行い、計画を策定します。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に当たっては、生活環境や生活支援サービスの必要性の把握及び新たな施策検討の基礎資料とすることを目的として、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するための「在宅介護の実態に関する調査」等を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する住民の意見を広く聴取するため、令和8年12月のうちの4週間程度の間、町ホームページ等において計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施します。

5 考慮すべき国の動向

国の基本指針（介護保険法第116条）

介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に則して、国は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとなっています。市町村は基本指針に即して3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされていることから、基本指針は計画策定上のガイドラインとなっています。

国は、第10期介護保険事業計画の策定に当たり、令和22（2040）年を見据えた介護サービス提供体制の整備や地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、基本的な指針を改正しました。併せて、認知症基本法に基づく認知症施策の推進や、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護支援の充実等の取組が一層重要となっています。

こうした国の動向を踏まえ、本計画では、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画と合わせて、「認知症施策推進計画」及び「成年後見制度利用促進計画」を一体的に策定し、介護サービスの提供体制の整備、認知症施策の推進及び権利擁護支援の充実を総合的に推進します。

【第10期介護保険事業計画の基本指針の要点】

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| ①令和22（2040）年を見据えたサービス提供体制の構築 | ③介護人材の確保と生産性向上 |
| ②地域包括ケアシステムの深化・推進 | ⑤保険者機能の強化と計画の実効性向上 |
| ④認知症施策の推進と地域共生社会の実現 | |

6 計画策定スケジュール（予定）

	令和8（2026）年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
基礎的な地域データ及び資料の整理分析																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												